

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 510 号 ）

—外商投資政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国政府当局の主な政策動向等に関する最新情報をお知らせ致します。

□ 当局政策関連

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、学校の再開などの動きが見られております。

しかし、北京市豊台区食品卸売市場「新発地」発の集団感染を受け、中国当局は6月14日午後、同市場に隣接する地域の警戒レベルを「高リスク」に引き上げました。北京市政府は市内各地のコミュニティに感染症攻防における戦時状態を宣言し（北京に隣接する河北省・保定市も同宣言を実施）、職務怠慢を理由に豊台区副区長などの関連幹部を解任するという事態になりました。北京はさらに16日、全市の緊急対応レベルを3級から2級に再び引き上げ（6日に2級から3級に引き下げ）、登校停止に動きました。北京は武漢の二の舞になる可能性は低いとみられていますが、局地的なリスクに油断は許されないといえるでしょう。

本号では新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策の中で、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行 保険監督管理 委員会	ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法に関する中国銀行保険監督管理委員会の通知 (2020.6.9) 中国银保监会关于印发融资租赁公司监督管理暂行办法的通知 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=909032&itemId=928	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総資産に占めるファイナンスリース及びその他のリース資産の割合が60%を下回ってはならない ➤ ファイナンスリース会社のリスク資産総額は純資産の8倍を超えてはならない。リスク資産総額は総資産から現預金、国債を引いた残額で算定される ➤ ファイナンスリース会社が行うフィクスト・インカム投資の業務規模は、純資産の20%を超えてはならない

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行保險監督管理委員会	<p>ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法に関する中国銀行保險監督管理委員会の通知 (2020. 6. 9)</p> <p>中国银保监会关于印发融资租赁公司监督管理暂行办法的通知 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=909032&itemId=928</p> <p>詳細については付属資料をご参考ください</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ファイナンスリース会社は重点賃借人への管理を強化し、単一賃借人及び関係会社を対象とする業務の比率をコントロールし、経営リスクを有効に防止、分散しなければならない。ファイナンスリース会社は以下の監督管理指標に適合しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ● 単一顧客への融資集中度。単一賃借人に対するファイナンスリース業務の残高は純資産の30%を超えてはならない ● 単一集団顧客への融資集中度。単一集団に対するファイナンスリース業務の残高は純資産50%を超えてはならない ● 単一顧客の関連度。関係会社1社に対するファイナンスリース業務の残高は純資産の30%を超えてはならない ● 全体関連度。全ての関係会社に対するファイナンスリース業務の残高は純資産の50%を超えてはならない ● 単一株主の関連度。単一株主及びその全ての関係会社に対する融資残高は、当該株主によるファイナンスリース会社への出資額を超えてはならず、かつ同時に単一顧客関連度に対する規定を満たしていること ➤ 中国銀行保險監督管理委員会は監督管理上の需要に基づき上記の指標を調整することが可能である ➤ 本規則施行前に既に設立されたファイナンスリース会社は、省級の地方金融監督管理部門が定めた移行期間内に本規則の各規定を満たさなければならない。移行期間は原則として3年間を超えない。省級の地方金融監督管理部門は特定業界の実情に基づき、移行期間を適宜延長することが可能である ➤ 本規則は発布日から施行する。本規則でいうファイナンスリース会社には金融リース会社を含まない
税関総署	<p>越境EC企業対企業輸出の監督管理試行の公告 税関総署公告 2020 年第 75 号 (2020. 6. 12)</p> <p>关于开展跨境电子商务企业对企业出口监管试点的公告 海关总署公告 2020 年第 75 号 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3136658/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①国内企業が越境ECプラットフォームを經由し海外企業と取引を達成した後、クロスボーダー物流を通じ貨物を直接海外企業に輸出する、または②国内企業がクロスボーダー物流を通じ輸出貨物を海外倉庫に届け、越境ECプラットフォームを經由し取引を達成した後、海外倉庫から貨物を購入者に届ける、かつ税関の規定に基づき関連電子データを送る場合は、本公告に従い税関の監督管理を受ける ➤ 越境ECのB2B輸出業務（①+②）を行う越境EC企業、越境ECプラットフォーム、物流企業等は、所在地の税関で登録登記をしなければならない ➤ 海外倉庫向け輸出業務（②）を行うEC企業は、税関で海外倉庫向け輸出業務の届け出をしなければならない ➤ 本公告は2020年7月1日より施行する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>北京市政府</p>	<p>新業種・新モデルの育成・発展加速による北京の経済発展高度化の促進に関する中共北京市委、北京市人民政府の若干意見 (2020. 6. 10)</p> <p>中共北京市委 北京市人民政府关于加快培育壮大新业态新模式促进北京经济高质量发展的若干意见 http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202006/t20200610_1921162.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新型インフラ建設のチャンスをとらえ、デジタル経済発展の礎を確固たるものにする ➢ 新型ネットワークインフラ施設を整備する。5Gネットワークの建設規模を拡大し、2020年末までに累計3万局超の5G基地局を立ち上げる ➢ 新たな技術利用分野を開拓し、ハイテク新興企業のイノベーションや発展を支持する ➢ 北京・天津・河北における製造業のデジタル化を中心とする技術利用の連携を強化する。デジタル活用で冬季五輪の参加者、観客等の体験を向上させる。工業インターネット、スマートデバイス、ビッグデータ、フィールドバスなどの分野における企業が中央政府系企業と技術活用で連携することを推進する ➢ 新たな消費の潜在力を掘り起こし、消費の高度化に対応する ➢ 「北京消費シーズン」などの販促イベントを開催する。越境ECによる保税倉庫や実店舗の設立を支持し、輸入商品の販売に便宜を図る ➢ 北京大興国際空港総合保税区の設立を目指し、北京亦庄総合保税区の申請を積極的に推進する ➢ 中関村国家自主革新模範区の開放とイノベーションを促進し、世界有数のインキュベーター、知財関連サービス機関などを誘致し、海外スタートアップファンドの集積地を作り上げる ➢ デジタル・ガバメントへの取り組みを加速する。中小型・零細企業のデータベースを完備し、政府・銀行・企業間の情報共有を強化する。ハイテク新興、生活サービス業、特に外食、ホテル、観光、映画館・劇場など新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた業界における企業に的を絞った確に支援する
<p>上海市政府</p>	<p>雇用確保・発展促進作業の更なる実施に関する上海市政府の実施意見 滬府規 [2020] 10号 (2020. 6. 11)</p> <p>上海市人民政府关于进一步做好稳就业促发展工作的实施意见 沪府规 (2020) 10号 http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw65093.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 負担軽減・雇用確保を強化する 企業の社会保険料の減免政策を段階的に実施し、失業保険料率や労災保険料率を段階的に引き下げる政策の実施期限を、2021年4月30日まで延長する。条件を満たす春節期間に新型コロナウイルス感染症の対応に取り組んでいた企業及び感染症の影響を受け困難に直面する企業に対し、補助金を支給する。困難に直面する企業を対象とする従業員職業訓練に係る補助金政策の実施期限を2020年12月31日まで延長する。2020年6月末までに、建設事業主による農民工賃金保証金の支払猶予を認める。良好な支払記録を持つ企業に対し保証金の支払いを免除する。企業の電気料金や、ガス料金、物流コストを引き下げる

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>上海市政府</p>	<p>雇用確保・発展促進作業の更なる実施に関する上海市政府の実施意見 滬府規 [2020] 10 号 (2020. 6. 11)</p> <p>上海市人民政府关于进一步做好稳就业促发展工作的实施意见 沪府規 (2020) 10 号 http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw65093.html</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融面での支援を強化する 中国人民銀行の小規模零細企業及び農業支援に向けた特別再貸付政策を着実に実施し、銀行によるインクルーシブ・ファイナンスの強化を支援する ➤ 国内市場の開拓を誘導する ネットショッピング、オンライン教育、在宅勤務、オンラインサービス、デジタルライフ、スマート配送等の新ビジネスモデルを育成し、国内市場での販路を開拓する ➤ 人員削減の規範化を図る 企業と従業員の交渉を通じた賃金や勤務時間の調整、輪番休業、職場での研修などの方法を採用し、雇用関係を維持することを支持する。新型コロナウイルス感染症により、労働者が一時帰休して正常に勤務できない場合、企業による労働契約の解除や、派遣労働者の送り返しが不可である ➤ 個人事業者への支援を強化する 小規模納税者に対する増値税の課税率を3%から1%に引き下げる政策を着実に実施する ➤ 内需を掘り起こし雇用をけん引する 家事代行サービス業の質を高め、規模を拡大し、カルチャー産業の活性化、観光資源配分の最適化によりサービスの供給を拡大し、養老産業の発展を促進し、自動車や、家電、コンシューマー・エレクトロニクス製品の買い替えを支援し、国内のアウトソーシング市場を育成し、雇用を創出する ➤ 投資を増やし雇用を創出する 政府の投資プロジェクトは雇用拡大の効果を十分に考慮しなければならない。老朽住宅地の改造、駐車場施設の建設、国家物流中枢ネットワークの建設を加速させることで、さらに多くの雇用を創出する ➤ 対外貿易を安定させ雇用を拡大する 輸出信用保険の利用対象を拡大し、保険料を合理的に引き下げる。越境EC総合試験区の建設を加速し、対外貿易企業の雇用を安定させる ➤ 『上海市の新型インフラ建設推進行動方案 (2020～2022年)』を着実に実施し、次世代ネットワークインフラ(新ネットワーク)、革新型インフラ(新施設)、一体化融合インフラ(新プラットフォーム)、知能化端末インフラ(新端末)の建設行動を大々的に実施し、雇用機会を創出する ➤ 失業を登録してから半年以上の失業者又は今年の大卒者を採用する企業に対し、規定に基づき雇用補助金を一括的に支給する。実施期限は2020年12月31日までとする

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>上海市政府</p>	<p>雇用確保・発展促進作業の更なる実施に関する上海市政府の実施意見 滬府規 [2020] 10 号 (2020. 6. 11)</p> <p>上海市人民政府关于进一步做好稳就业促发展工作的实施意见 沪府规 (2020) 10 号 http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw65093.html</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 起業者向け保証付貸出の申請条件を引き下げる。本市戸籍者の採用率を15%以上とする(従業員100人以上の場合は8%に引き下げ) ➤ 行政機関、国有企業、事業団体及び下部組織、コミュニティによる大卒者の採用を拡大する。自由貿易試験区・臨港新エリア、長江デルタ地域のグリーン生態一体化発展モデル区及び各種工業園地による本市大卒者の採用を奨励する。本市における湖北籍の2020年大卒者に対し、就職・起業手当を一括的に支給する ➤ 職業技能訓練を幅広く展開し、規定に基づき職業訓練手当と生活費手当を支給する。職業訓練をオンラインで実施する場合、規定に基づき職業訓練手当を支給する ➤ 人材発展に優れた環境を作り、各地の大卒者や海外留学生等を上海で就職・起業するよう呼び込む ➤ 本意見は2020年5月29日より施行される

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

中国銀行保険監督管理委員会、 ファイナンスリース会社の管理規則を発表 事業内容、健全性指標等を明確に

中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC、以下、銀保監会）は、2020年6月9日付で『ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法』（以下、『規則』）を公布しました。『規則』ではファイナンスリース会社の実施可能な事業内容や禁止行為を明確にしたほか、資産比率や、取引依存度などに関する監督管理指標も明記し、ファイナンスリース会社の健全な業務運営を図るとしています。

『規則』は、公布日より施行されていますが、既存のファイナンスリース会社への影響を軽減するため、3年間の移行期間を設けています。今年1月発表の意見募集案では、移行期間を2年（2021年末まで）としていましたが、『規則』ではさらに1年延長しました。また、地方の金融監督管理部門は業界の実情に基づき、移行期間を適宜延長することが可能であるとしています（第52条）。

□ 事業内容と禁止行為を明確に

『規則』は、ファイナンスリース会社が実施可能な事業内容について、一般のリース・ファイナンスリース業務などに加え、フィクスト・インカム投資も盛り込んでいます（第5条）。具体的には図表1をご参考ください。

また禁止行為について、違法集金や貸付は勿論のこと、同業他社との貸借¹や、ソーシャルレンディング、私募ファンドを経由した資金調達と資産譲渡の禁止も明記されており（第8条）、金融当局がファイナンスリース会社のP2P金融と絡む不正行為を警戒していることが伺えます。

【図表1】ファイナンスリース会社の事業内容と禁止行為

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リース、ファイナンスリース ✓ リース物件の購入、残価精算及びメンテナンス、コンサルティング、リース保証金の受取 ✓ リース資産の譲渡、譲受 ✓ フィクスト・インカム投資
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 違法集金 ✓ 貸付（受託実施を含む） ✓ その他のファイナンスリース会社との貸借 ✓ ソーシャルレンディング、私募ファンドを経由した資金調達、資産譲渡 ✓ 法令規則、銀保監会及び省・自治区・直轄市の地方金融監督管理部門により禁止されたその他の業務・行為

（『規則』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 「金融リース会社」（金融租賃公司）と呼ばれるファイナンスリース事業を取り扱う金融機関の場合は、インターバンクのコール取引が認められる

ファイナンスリース会社に対し、リースバック業務において、公正な価格でリース物件を購入することを求めています（第 17 条）。このほかファイナンスリース会社は、リース物件の無保証残存価値につき目減りの有無を定期的に評価し、会計基準に基づき減損引当金を遅滞なく計上しなければならないとされています（第 19 条）。

□ 監督管理指標も明記

『規則』は、ファイナンスリース会社の健全な運営を図り、リース資産の比率や、フィクスト・インカム投資規模、取引依存度などに関する監督管理指標を明記しています（第 26～29 条）。具体的には図表 2 をご参考ください。

【図表 2】ファイナンスリース会社に対する監督管理指標

リース資産比率	ファイナンスリース会社の総資産に占めるファイナンスリース及びその他のリース資産の割合が 60%を下回ってはならない
リスク資産比率	ファイナンスリース会社のリスク資産総額は純資産の 8 倍を超えてはならない。リスク資産総額は総資産から現預金、国債を引いた残額で算定される
フィクスト・インカム投資規模	ファイナンスリース会社が行うフィクスト・インカム投資の業務規模は、純資産の 20%を超えてはならない
単一顧客融資集中度	単一賃借人に対するファイナンスリース業務の残高は、純資産の 30%を超えてはならない
単一集団顧客融資集中度	単一集団に対するファイナンスリース業務の残高は、純資産の 50%を超えてはならない
単一顧客関連度	関係会社 1 社に対するファイナンスリース業務の残高は、純資産の 30%を超えてはならない
全体関連度	全ての関係会社に対するファイナンスリース業務の残高は、純資産の 50%を超えてはならない
単一株主関連度	単一株主及びその全ての関係会社に対する融資残高は、当該株主によるファイナンスリース会社への出資額を超えてはならず、かつ同時に単一顧客関連度に対する規定を満たしていること

※ 銀保監会は監督管理上の需要に基づき上記の指標を調整することが可能

（『規則』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『規則』の詳細については、8 ページからの日本語仮訳および 18 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法に関する中国銀行保険監督管理委員会の通達

各省、自治区、直轄市、計画単列市人民政府、新疆生産建設兵団：

2017年全国金融工作会議では、ファイナンスリース会社等機構に対し、中央政府が統一的な規則を制定し、地方政府が監督管理を実施し、管轄地のリスク処理責任を強化する方針を固めた。ファイナンスリース会社に対する監督管理をさらに強化し、経営活動を規範化し、リスクを防止・解消し、ファイナンスリース業の秩序のある発展を促進するため、関連法令規則及び全国金融工作会議で決められた役割分担に基づき、中国銀行保険監督管理委員会は『ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法』を制定し、ここに印刷・配布する。真剣に実施されたい。

中国銀行保険監督管理委員会

2020年5月26日

ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法

第1章 総則

- 第1条** 監督管理責任を明確にし、監督管理の規範化を図り、ファイナンスリース会社の合法的な経営を誘導し、ファイナンスリース業の規範的な発展を促進するため、関連の法令規則に基づき、本規則を制定する。
- 第2条** 本規則でいうファイナンスリース会社とは、ファイナンスリース業務に従事する有限責任会社もしくは株式会社（金融リース会社を含まず）を指す。
本規則でいうファイナンスリース業務とは、賃借人が賃借人の販売者、リース物件に対する選択に基づき、販売者からリース物件を購入し、賃借人に提供して使用させ、賃借人がリース料金を支払う取引活動を指す。
- 第3条** ファイナンスリースの実施は、法令規則を遵守しなければならない、信義誠実と公平の原則に則り、国益と公益および他人の合法的な権益を損なってはならない。
- 第4条** 各地において政策支援に注力するよう奨励し、設備製造業の発展推進や、企業の技術高度化・設備輸出入などの面においてファイナンスリース会社に重要な役割を発揮させるよう誘導し、実体経済へのサポートをより着実に実施し、業界の質の高い発展を実現する。

第2章 経営規則

第5条 ファイナンスリース会社は、以下の業務の一部または全部を行うことが可能である。

- (1) ファイナンスリース業務
- (2) リース業務
- (3) ファイナンスリース及びリース業務に係るリース物件の購入、残存価値の処理とメンテナンス、リース取引に関するコンサルティング、保証金の受取
- (4) ファイナンスリースまたはリース資産の譲渡と譲受
- (5) フィクスト・インカム投資業務

第6条 ファイナンスリース会社の融資行為は関連法令規則に合致しなければならない。

第7条 ファイナンスリース取引に適用されるリース物件は、固定資産とし、別途規定のものは除外する。

ファイナンスリース業務を行うファイナンスリース会社は、所有権が明確で、実物が確実に存在し、かつ収益を生み出せるリース物件を取扱対象としなければならない。ファイナンスリース会社は、抵当され、所有権が不明確で、司法機関に差し押さえられた財産や所有権に瑕疵のある財産をリース物件として受け取ってはならない。

第8条 ファイナンスリース会社は、以下の業務または活動を実施してはならない。

- (1) 違法集金、預金の受入、または形を変えた預金の受入
- (2) 貸付、または受託により貸付を行う
- (3) その他のファイナンスリース会社との貸借、または形を変えた貸借を行う
- (4) ソーシャルレンディング、私募ファンドを経由した資金調達、資産譲渡
- (5) 法令規則、銀保監会及び省・自治区・直轄市（以下、省級）の地方金融監督管理部門により展開を禁止されたその他の業務・行為

第9条 ファイナンスリース会社によるリース物件の輸入が割当、許可などの管理にかかわる場合、別途約定したものを除き、リース物件の購入者もしくは資産所有者が関連規定に基づき手続きを行わなければならない。

ファイナンスリース会社の業務を経営する過程において外貨管理事項にかかわる場合、国家外貨管理局の関連規定を遵守しなければならない。

第10条 ファイナンスリース会社は株主あるいは株主（総）会、取締役会（執行役員）、監査役（会）、上級管理者などを主体とする組織体制を構築・整備しなければならない、役割分担を明確にし、各組織の独立運営、有効な監督機能を保証し、科学的で効率的な意思決定、インセンティブ及びガバナンス・メカニズムを作り上げる。

第11条 ファイナンスリース会社は全面的、周到かつ慎重、有効、独立の原則に基づき、健全な内部統制制度を構築し、会社の安全且つ穏健な運営を保証しなければならない。

第12条 ファイナンスリース会社は、組織体制、事業規模と業務の複雑性に基づき、全面的なリスク管理体制を構築し、リスクを識別、コントロール、解消しなければならない。

第13条 ファイナンスリース会社は関係会社間取引管理制度を構築しなければならない。その関係会社間取引は商慣習に基づき、独立で公正な価格で実施され、非関係会社との同類取引より有利な条件で実施してはならない。

ファイナンスリース会社は、賃借人を関係会社とする取引に対し表決もしくは決裁を行う際、当該取引と関係のある人員は決議に参加できない。ファイナンスリース会社の重大関係会社間取引について、株主（総）会、取締役会、もしくはその授権組織に承認されなければならない。

ファイナンスリース会社とそれが設立した子会社、その事業会社との取引は、本規則における関係会社間取引に関する監督管理の要求を適用しない。

第14条 ファイナンスリース会社はリース物件の所有権を合法的に取得しなければならない。

第15条 国の法令規則に基づきリース物件の所有権を登記しなければならない場合、ファイナンスリース会社は法に基づき関連登記手続を行わなければならない。リース物件が登記する必要のある財産に属していない場合、ファイナンスリース会社はリース物件に対する合法的な権益を保障するため有効な措置を取らなければならない。

第16条 ファイナンスリース会社は、リース契約を締結する、またはリース業務を実施する意向を明確にすることを前提に、賃借人の要望に基づきリース物件を購入しなければならない。リース物件の事前購入が必要な場合は、自社の既存の業務分野もしくは業務計画と一致させ、かつ自社のリスク管理能力および専門化経営水準に一致しなければならない。

第17条 ファイナンスリース会社は、健全なリース物件の価値評価・プライシングモデルを確立し、リース物件の価値、その他のコストおよび合理的な利益などに基づき、リース料金を確定しなけ

ればならない。

リースバック業務について、ファイナンスリース会社はリース物件の購入価格に対し合理的で、会計基準に違反しない価格設定の根拠を参考としなければならず、低価値のものを高価格で購入してはならない。

第18条 ファイナンスリース会社はリース物件のリスクマネジメントを重視しなければならない。リース物件の価値によるリース債権のリスク・カバーの度合いを密に監視し、有効なリスク対応措置を制定しなければならない。

第19条 ファイナンスリース会社は、リース物件の無保証残存価値に対する管理を強化しなければならず、無保証残存価値につき目減りの有無を定期的に評価し、会計基準に基づき減損引当金を遅滞なく計上しなければならない。

第20条 ファイナンスリース会社は、リース期間満了後の返却または賃借人の契約違反により取り戻したリース物件に対するリスク管理を強化し、リース物件処分制度及びプロセスを整備し、リース物件の保有期間にあるリスクを低減しなければならない。

第21条 ファイナンスリース会社は、サブリースなどのファイナンスリース資産を他のリース資産と分けて管理し、単独で帳簿をつけなければならない。サブリースは賃借人の同意を得なければならない。

第22条 ファイナンスリース会社は、会計基準等の関連規定に厳格に従い、ファイナンスリース資産の譲渡と譲受業務の実質及びリスク状況を正確に反映しなければならない。

第23条 ファイナンスリース会社は資産の質による分類制度及び引当金制度を構築しなければならない。正確に分類した上で、減損引当金を十分、速やかに計上し、リスク防止能力を強化する。

第24条 ファイナンスリース会社は関連規定に基づき信用情報機関にファイナンスリース関連情報を提供したり、調査したりすることが可能である。

第25条 ファイナンスリース会社と賃借人は、ファイナンスリース業務関連の保証、保険などの事項について十分に約定し、取引の安全を守らなければならない。

第3章 監督管理指標

第26条 ファイナンスリース会社におけるファイナンスリース資産及びその他のリース資産のファイナンスリース会社総資産に占める割合が60%を下回ってはならない。

第27条 ファイナンスリース会社のリスク資産総額は純資産の8倍を超えてはならない。リスク資産総額は総資産から現預金、国債を引いた残額で算定される。

第28条 ファイナンスリース会社が行うフィクスト・インカム投資の業務規模は、純資産の20%を超えてはならない。

第29条 ファイナンスリース会社は重点賃借人への管理を強化し、単一賃借人及びその関係会社を対象とする業務の比率をコントロールし、経営リスクを有効に防止、分散しなければならない。ファイナンスリース会社は以下の監督管理指標を遵守しなければならない。

- (1) 単一顧客への融資集中度。単一の賃借人に対するファイナンスリース業務の残高は純資産の30%を超えてはならない。
- (2) 単一集団顧客への融資集中度。単一集団に対するファイナンスリース業務の残高は純資産50%を超えてはならない。
- (3) 単一顧客の関連度。関係会社1社に対するファイナンスリース業務の残高は純資産の30%を超えてはならない。
- (4) 全体関連度。全ての関係会社に対するファイナンスリース業務の残高は純資産の50%を超えてはならない。
- (5) 単一株主の関連度。単一株主及びその全ての関係会社に対する融資残高は、当該株主によるファイナンスリース会社への出資額を超えてはならず、かつ本規則が単一顧客の関連度につき定めた規定に適合しなければならない。

中国銀行保険監督管理委員会は監督管理上の需要に基づき上記の指標を調整することが可能である。

第4章 監督管理

第30条 中国銀行保険監督管理委員会は、ファイナンスリース会社の業務経営及び監督管理規則を制定する。

第31条 省級人民政府は、当地のファイナンスリース業の発展を促進する政策措置の制定に責任を負い、

ファイナンスリース会社に対する監督管理を実施し、ファイナンスリース会社にかかわるリスクを処理する。省級地方金融監督管理部門は、当地のファイナンスリース会社に対する監督管理を行う。

第32条 地方金融監督管理部門はファイナンスリース会社の事業規模、リスク状況、内部統制等の状況に基づき、ファイナンスリース会社を分類し監督管理を実施しなければならない。

第33条 地方金融監督管理部門は、オフサイト監督管理制度を構築しなければならない。情報システムを利用しファイナンスリース会社に対し定期的に分析とモニタリングを実施し、関連指標がやや高く、潜在的な経営リスクが比較的大きい企業を重点的に注目する。省級地方金融監督管理部門は、毎年4月30日までに銀保監会に当該地域における前年度のファイナンスリース会社の発展状況および監督管理状況を報告しなければならない。

第34条 地方金融監督管理部門は、オンサイトモニタリング制度を構築しなければならない。ファイナンスリース会社に対し、以下の措置に限定されない検査を実施する。

- (1) ファイナンスリース会社及び関連場所にて立入検査を行う
- (2) 関連企業あるいは個人に質問し、検査事項について説明をするよう求める
- (3) 関連文書資料を閲覧、複製し、移転、破棄、隠匿または改ざんされる可能性のある文書資料を事前に登録保存する
- (4) 関連情報システムを検査する

立入検査を実施するには、地方金融監督管理部門の責任者の許可を得なければならない。立入検査を実施する際、検査人員は2人を下回ってはならず、合法的な証書及び検査通知書を提示しなければならない。関連企業と個人は、地方金融監督管理部門の法に基づき行う監督検査に協力し、事実通りに関連状況や文書、資料を提供し、拒絶、妨害あるいは隠匿してはならない。

第35条 地方金融監督管理部門は職責履行上の必要に応じ、ファイナンスリース会社の取締役、監査役、上級管理者と監督管理につき面談し、ファイナンスリース会社の業務活動及びリスク管理の重大事項について説明するよう求めることが可能である。

第36条 地方金融監督管理部門はファイナンスリース会社に対する重大リスク事件の予報、防止と処置メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社の重大リスク事件の緊急対策を制定しなければならない。

ファイナンスリース会社は重大リスク事件が発生した場合、緊急対応措置を直ちに実施し、速

やかに地方金融監督管理部門に報告しなければならない。地方金融監督管理部門は遅滞なく対応しなければならない。

第37条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社及びその主要株主、取締役、監査役、上級管理者のファイナンスリース業務違法行為の情報データベースを作り上げ、違法行為関連情報を忠実に記録しなければならない。行政処分を科した場合、法に基づきその情報を公開しなければならない。

第38条 ファイナンスリース会社は定期的に地方金融監督管理部門と同級の人民銀行支店に情報資料を送付しなければならない。

第39条 ファイナンスリース会社は、重大事項報告制度を構築しなければならず、以下の事項が発生後5営業日以内に地方金融監督管理部門に報告する：重大関係会社間取引、判決待ちの重大訴訟・仲裁及び地方金融監督管理部門により報告が必要と定められているその他の重大事項。

第40条 地方金融監督管理部門は関連部門と監督管理の協力と情報共有メカニズムを構築しなければならず、管轄内のファイナンスリース業の重大な課題の解決を研究し、監督管理の協働を強化し、総力を挙げる

第41条 地方金融監督管理部門は監督管理チームの育成を強化しなければならず、監督管理の需要及び役割分担に基づき常勤の監督管理人員を配置し、その人員数および能力は監督管理対象の数量とふさわしいでなければならない。

第42条 ファイナンスリース業界協会はファイナンスリース業における自主規制組織であり、社団法人である。

法に従い設立されたファイナンスリース業界協会は定款に基づき意思疎通・協働及び業界自主規制の役割を発揮する。あっせん、苦情対応、自主規制、サービスにおける役目を果たし、人員研修や、理論研究、紛争調停などの活動を行い、地方金融監督管理部門と協力し、ファイナンスリース会社の誠実な経営、平等な競争、穏健な運営を導く。

第43条 地方金融監督管理部門は情報の相互チェック、現場訪問、苦情受付などの方式を通じ、管轄内のファイナンスリース会社に対し経営・リスク状況を正確に検査し、経営リスク、ルール違反行為に基づき正常運営、非正常運営と不正運営等という3つに分類する。

第44条 正常運営類とは法令規則に従い運営するファイナンスリース会社である。地方金融監督管理部

門は、正常運営類ファイナンスリース会社に対し、登記地によって、営業ライセンス、定款、株主名簿、上級管理者名簿及び履歴書、過去2年間の監査済みBS・PL・CF及び規定されたその他の資料を審査する。

監督管理を受け入れ、協力し、登記地に営業場所があり、かつ情報を正確に漏れなく登録した企業に対し、省級地方金融監督管理部門は、銀保監会の同意を得た上で、監督管理リストに入れなければならない。

第45条 非正常運営類とは主に「音信不通」と「ペーパーカンパニー」など運営が異常なファイナンスリース会社を指す。

「音信不通」とは、以下のいずれかに該当するファイナンスリース会社を指す：連絡が取れない。企業の登記住所にて実地調査で見つけれない。事情を知らない従業員には連絡が取れるが、企業の実質的支配者に連絡が取れない。3カ月連続で、監督管理の要求に応じて関連情報を報告していない。

「ペーパーカンパニー」とは、以下のいずれかに該当するファイナンスリース会社を指す：法に基づき国家企業信用情報公示システムに前年度の年次報告書を提供、開示していない。直近6カ月において監督管理情報につき「無経営」と表示された。直近6カ月に納税記録なし、または「申告なし」。直近6カ月に社会保険料の納付記録なし。

地方金融監督管理部門は、非正常運営類企業に対し是正をするよう督促しなければならない。非正常運営類企業は是正につき検査を通過すれば、監督管理リストに掲載される。是正を拒否する、または是正につき検査を通過できない場合、同企業を非正常運営リストに載せ、社名と事業内容の変更、自らによる登記抹消を勧告する。

第46条 不正運営類とは、法令及び本規則の規定に違反する事業活動を行ったファイナンスリース会社を指す。ルール違反の程度が軽微であり、かつ是正につき検査を通過した場合、監督管理リストに掲載される。是正が検査を通過できない、またはルール違反の情状が重大である場合、地方金融監督管理部門は法に基づき処罰、取り締まりを行い、または営業ライセンスを取り消すよう市場監督管理部門と協働しなければならない。犯罪の疑いがある場合は直ちに公安機関に移送し、法的措置を取らせる。

第47条 省級地方金融監督管理部門は市場監督管理部門と連絡メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社およびその拠点の登記・登録を厳格的にコントロールしなければならない。ファイナンスリース会社による社名、組織形態、会社住所もしくは営業場所、登録資本金、株主構成の変

更などは、事前に省級地方金融監督管理部門と十分に意思疎通を行い、合意に達しなければならない。

第5章 法的責任

第48条 法令及び本規則の規定に違反するファイナンスリース会社について、関連法令規則に処罰規定がある場合、その規定に基づき処罰をする。関連法令規則に処罰規定がない場合、地方金融監督管理部門は、呼び出し面談、警告書の発行、期限内の是正命令、非難などの監督管理措置をとることが可能である。犯罪に該当する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第49条 法令規則に基づき、ファイナンスリース会社に対し処罰を行う場合、地方金融監督管理部門は具体的な事情により、関係責任者に対し非難、是正命令、警告リストもしくは信用失墜リストへの記載などの監督管理措置をとることが可能である。法令規則に処罰規定がある場合、法令規則に基づき処罰をする。犯罪に該当する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第50条 ファイナンスリース会社が預金を公開的に集める、または迂回的な方法で集める、並びにその他の不正集金を行う場合、法律、行政法規および国の関連規定に基づき処罰をする。犯罪に該当する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第6章 附則

第51条 省級人民政府は本規則に基づき、管轄地区のファイナンスリース会社監督管理実施細則を制定し、監督管理の実情により、リース物件の範囲、特定業界の集中度と関連度を適宜に調整し、銀保監会に届け出をする。

第52条 本規則施行前に既に設立されたファイナンスリース会社は、省級地方金融監督管理部門が定めた移行期間内に本規則の各規定を満たさなければならない。移行期間は原則として3年間を超えない。省級の地方金融監督管理部門は特定業界の実情に基づき、移行期間を適宜延長することが可能である。

第53条 本規則の用語定義は以下のとおり：

- (1) 関係先（関係会社）は『企業会計準則第36号——関係先の開示』の規定に基づき認定される。
- (2) 重大関係会社間取引とは、ファイナンスリース会社と関係先1社との取引金額（1件）がファイナンスリース会社の純資産の5%以上を占める、またはファイナンスリース会社と

関係先 1 社と取引を実施後、ファイナンスリース会社とその関係先との取引残高がファイナンスリース会社の純資産の 10%以上を占めることを指す。

第54条 本規則は、銀保監会により解釈される。

第55条 本規則は発布日から施行する。本規則施行前の関連規定が本規則と一致しない場合、本規則に準じる。

(中国語原文)

中国银保监会关于印发融资租赁公司监督管理暂行办法的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市人民政府，新疆生产建设兵团：

2017年全国金融工作会议确定，融资租赁公司等机构由中央制定统一规则，地方负责实施监管，强化属地风险处置责任。为进一步加强融资租赁公司监督管理，规范经营行为，防范化解风险，促进融资租赁行业规范有序发展，根据有关法律法规和全国金融工作会议确定的职责分工，中国银保监会制定了《融资租赁公司监督管理暂行办法》，现印送你们，请认真组织实施。

中国银保监会
2020年5月26日

融资租赁公司监督管理暂行办法

第一章 总则

第一条 为落实监管责任，规范监督管理，引导融资租赁公司合规经营，促进融资租赁行业规范发展，根据有关法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称融资租赁公司，是指从事融资租赁业务的有限责任公司或者股份有限公司（不含金融租赁公司）。

本办法所称融资租赁业务，是指出租人根据承租人对出卖人、租赁物的选择，向出卖人购买租赁物，提供给承租人使用，承租人支付租金的交易活动。

第三条 从事融资租赁活动应当遵守法律法规，遵循诚实信用原则和公平原则，不得损害国家利益、社会公共利益和他人合法权益。

第四条 鼓励各地加大政策扶持力度，引导融资租赁公司在推动装备制造业发展、企业技术升级改造、设备进出口等方面发挥重要作用，更好地服务实体经济，实现行业高质量发展。

第二章 经营规则

第五条 融资租赁公司可以经营下列部分或全部业务：

（一）融资租赁业务；

(二) 租赁业务；

(三) 与融资租赁和租赁业务相关的租赁物购买、残值处理与维修、租赁交易咨询、接受租赁保证金；

(四) 转让与受让融资租赁或租赁资产；

(五) 固定收益类证券投资业务。

第六条 融资租赁公司的融资行为必须符合相关法律法规规定。

第七条 适用于融资租赁交易的租赁物为固定资产，另有规定的除外。

融资租赁公司开展融资租赁业务应当以权属清晰、真实存在且能够产生收益的租赁物为载体。融资租赁公司不得接受已设置抵押、权属存在争议、已被司法机关查封、扣押的财产或所有权存在瑕疵的财产作为租赁物。

第八条 融资租赁公司不得有下列业务或活动：

(一) 非法集资、吸收或变相吸收存款；

(二) 发放或受托发放贷款；

(三) 与其他融资租赁公司拆借或变相拆借资金；

(四) 通过网络借贷信息中介机构、私募投资基金融资或转让资产；

(五) 法律法规、银保监会和省、自治区、直辖市（以下简称省级）地方金融监管部门禁止开展的其他业务或活动。

第九条 融资租赁公司进口租赁物涉及配额、许可等管理的，由租赁物购买方或产权所有方按有关规定办理手续，另有约定的除外。

融资租赁公司经营业务过程中涉及外汇管理事项的，应当遵守国家外汇管理有关规定。

第十条 融资租赁公司应当建立完善以股东或股东（大）会、董事会（执行董事）、监事（会）、高级管理层等为主体的组织架构，明确职责分工，保证相互之间独立运行、有效制衡，形成科学高效的决策、激励和约束机制。

第十一条 融资租赁公司应当按照全面、审慎、有效、独立原则，建立健全内部控制制度，保障公司安全稳健运行。

第十二条 融资租赁公司应当根据其组织架构、业务规模和复杂程度，建立全面风险管理体系，识别、控制和化解风险。

第十三条 融资租赁公司应当建立关联交易管理制度，其关联交易应当遵循商业原则，独立交易、定价公允，以不优于非关联方同类交易的条件进行。

融资租赁公司在对承租人为关联企业的交易进行表决或决策时，与该关联交易有关联关系的人员应当回避。融资租赁公司的重大关联交易应当经股东（大）会、董事会或其授权机构批准。

融资租赁公司与其设立的控股子公司、项目公司之间的交易，不适用本办法对关联交易的监管要求。

第十四条 融资租赁公司应当合法取得租赁物的所有权。

第十五条 按照国家法律法规规定租赁物的权属应当登记的，融资租赁公司须依法办理相关登记手续。若租赁物不属于需要登记的财产类别，融资租赁公司应当采取有效措施保障对租赁物的合法权益。

第十六条 融资租赁公司应当在签订融资租赁合同或明确融资租赁业务意向的前提下，按照承租人要求购置租赁物。特殊情况下需要提前购置租赁物的，应当与自身现有业务领域或业务规划保持一致，且与自身风险管理能力和专业化经营水平相符。

第十七条 融资租赁公司应当建立健全租赁物价值评估和定价体系，根据租赁物的价值、其他成本和合理利润等确定租金水平。

售后回租业务中，融资租赁公司对租赁物的买入价格应当有合理的、不违反会计准则的定价依据作为参考，不得低值高买。

第十八条 融资租赁公司应当重视租赁物的风险缓释作用，密切监测租赁物价值对融资租赁债权的风险覆盖水平，制定有效的风险应对措施。

第十九条 融资租赁公司应当加强租赁物未担保余值管理，定期评估未担保余值是否存在减值，及时按照会计准则的要求计提减值准备。

第二十条 融资租赁公司应当加强对租赁期限届满返还或因承租人违约而取回的租赁物的风险管理，建立完善的租赁物处置制度和程序，降低租赁物持有期风险。

第二十一条 融资租赁公司对转租赁等形式的融资租赁资产应当分别管理，单独建账。转租赁应当经出租人同意。

第二十二条 融资租赁公司应当严格按照会计准则等相关规定，真实反映融资租赁资产转让和受让业务的实质和风险状况。

第二十三条 融资租赁公司应当建立资产质量分类制度和准备金制度。在准确分类的基础上及时足额计提资产减值损失准备，增强风险抵御能力。

第二十四条 融资租赁公司按照有关规定可以向征信机构提供和查询融资租赁相关信息。

第二十五条 融资租赁公司和承租人应对与融资租赁业务有关的担保、保险等事项进行充分约定，维护交易安全。

第三章 监管指标

第二十六条 融资租赁公司融资租赁和其他租赁资产比重不得低于总资产的 60%。

第二十七条 融资租赁公司的风险资产总额不得超过净资产的 8 倍。风险资产总额按企业总资产减去现金、银行存款和国债后的剩余资产确定。

第二十八条 融资租赁公司开展的固定收益类证券投资业务，不得超过净资产的 20%。

第二十九条 融资租赁公司应当加强对重点承租人的管理，控制单一承租人及承租人为关联方的业务比例，有效防范和分散经营风险。融资租赁公司应当遵守以下监管指标：

（一）单一客户融资集中度。融资租赁公司对单一承租人的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 30%。

（二）单一集团客户融资集中度。融资租赁公司对单一集团的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 50%。

（三）单一客户关联度。融资租赁公司对一个关联方的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 30%。

(四) 全部关联度。融资租赁公司对全部关联方的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 50%。

(五) 单一股东关联度。对单一股东及其全部关联方的融资余额，不得超过该股东在融资租赁公司的出资额，且同时满足本办法对单一客户关联度的规定。

银保监会可以根据监管需要对上述指标作出调整。

第四章 监督管理

第三十条 银保监会负责制定融资租赁公司的业务经营和监督管理规则。

第三十一条 省级人民政府负责制定促进本地区融资租赁行业发展的政策措施，对融资租赁公司实施监督管理，处置融资租赁公司风险。省级地方金融监管部门具体负责对本地区融资租赁公司的监督管理。

第三十二条 地方金融监管部门应当根据融资租赁公司的经营规模、风险状况、内控管理等情况，对融资租赁公司实施分类监管。

第三十三条 地方金融监管部门应当建立非现场监管制度，利用信息系统对融资租赁公司按期分析监测，重点关注相关指标偏高、潜在经营风险较大的公司。省级地方金融监管部门应当于每年 4 月 30 日前向银保监会报送上一年度本地区融资租赁公司发展情况以及监管情况。

第三十四条 地方金融监管部门应当建立现场检查制度，对融资租赁公司的检查包括但不限于下列措施：

- (一) 进入融资租赁公司以及有关场所进行现场检查；
- (二) 询问有关单位或者个人，要求其对有关检查事项作出说明；
- (三) 查阅、复制有关文件资料，对可能被转移、销毁、隐匿或者篡改的文件资料，予以先行登记保存；
- (四) 检查相关信息系统。

进行现场检查，应当经地方金融监管部门负责人批准。现场检查时，检查人员不得少于 2 人，并应当出示合法证件和检查通知书。有关单位和个人应当配合地方金融监管部门依法进行监督检查，如实提供有关情况和文件、资料，不得拒绝、阻碍或者隐瞒。

第三十五条 地方金融监管部门根据履行职责需要，可以与融资租赁公司的董事、监事、高级管理人员进行监督管理谈话，要求其就融资租赁公司业务活动和风险管理的重大事项作出说明。

第三十六条 地方金融监管部门应当建立融资租赁公司重大风险事件预警、防范和处置机制，制定融资租赁公司重大风险事件应急预案。

融资租赁公司发生重大风险事件的，应当立即采取应急措施，并及时向地方金融监管部门报告，地方金融监管部门应当及时处置。

第三十七条 地方金融监管部门应当建立融资租赁公司及其主要股东、董事、监事、高级管理人员违法经营融资租赁业务行为信息库，如实记录相关违法行为信息；给予行政处罚的，应当依法向社会公示。

第三十八条 融资租赁公司应定期向地方金融监管部门和同级人民银行分支机构报送信息资料。

第三十九条 融资租赁公司应当建立重大事项报告制度，下列事项发生后5个工作日内向地方金融监管部门报告：重大关联交易，重大待决诉讼、仲裁及地方金融监管部门规定需要报送的其他重大事项。

第四十条 地方金融监管部门应当与有关部门建立监督管理协调机制和信息共享机制，研究解决辖内融资租赁行业重大问题，加强监管联动，形成监管合力。

第四十一条 地方金融监管部门应当加强监管队伍建设，按照监管要求和职责配备专职监管员，专职监管员的人数、能力要与被监管对象数量相匹配。

第四十二条 融资租赁行业协会是融资租赁行业的自律组织，是社会团体法人。

依法成立的融资租赁行业协会按照章程发挥沟通协调和行业自律作用，履行协调、维权、自律、服务职能，开展行业培训、理论研究、纠纷调解等活动，配合地方金融监管部门，引导融资租赁公司诚信经营、公平竞争、稳健运行。

第四十三条 地方金融监管部门要通过信息交叉比对、实地走访、接受信访投诉等方式，准确核查辖内融资租赁公司经营和风险状况，按照经营风险、违法违规情形划分为正常经营、非正常经营和违法违规经营等三类。

第四十四条 正常经营类是指依法合规经营的融资租赁公司。地方金融监管部门要对正常经营类融资租赁公司按其注册地审核营业执照、公司章程、股东名单、高级管理人员名单和简历、经审计的近两年资产负债表、利润表、现金流量表及规定的其他资料。

对于接受并配合监管、在注册地有经营场所且如实完整填报信息的企业，省级地方金融监管部门要在银保监会同意后及时纳入监管名单。

第四十五条 非正常经营类主要是指“失联”和“空壳”等经营异常的融资租赁公司。

“失联”是指满足以下条件之一的融资租赁公司：无法取得联系；在企业登记住所实地排查无法找到；虽然可以联系到企业工作人员，但其并不知情也不能联系到企业实际控制人；连续3个月未按监管要求报送监管信息。

“空壳”是指满足以下条件之一的融资租赁公司：未依法通过国家企业信用信息公示系统报送并公示上一年度年度报告；近6个月监管信息显示无经营；近6个月无纳税记录或“零申报”；近6个月无社保缴纳记录。

地方金融监管部门要督促非正常经营类企业整改。非正常经营类企业整改验收合格的，可纳入监管名单；拒绝整改或整改验收不合格的，纳入非正常经营名录，劝导其申请变更企业名称和业务范围、自愿注销。

第四十六条 违法违规经营类是指经营行为违反法律法规和本办法规定的融资租赁公司。违法违规情节较轻且整改验收合格的，可纳入监管名单；整改验收不合格或违法违规情节严重的，地方金融监管部门要依法处罚、取缔或协调市场监管部门依法吊销其营业执照，涉嫌违法犯罪的及时移送公安机关依法查处。

第四十七条 省级地方金融监管部门要与市场监管部门建立会商机制，严格控制融资租赁公司及其分支机构的登记注册。融资租赁公司变更公司名称、组织形式、公司住所或营业场所、注册资本、调整股权结构等，应当事先与省级地方金融监管部门充分沟通，达成一致意见。

第五章 法律责任

第四十八条 融资租赁公司违反法律法规和本办法规定，有关法律法规有处罚规定的，依照其规定给予处罚；有关法律法规未作处罚规定的，地方金融监管部门可以采取监管谈话、出具警示函、责令限期改正、通报批评等监管措施；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十九条 依照法律法规对融资租赁公司进行处罚的，地方金融监管部门可以根据具体情形对有关责任人员采取通报批评、责令改正、纳入警示名单或违法失信名单等监管措施；法律法规有处罚规定的，依照法律法规予以处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十条 融资租赁公司吸收或变相吸收公众存款以及以其他形式非法集资的，依照法律、行政法规和国家有关规定给予处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附则

第五十一条 省级人民政府应当依据本办法制定本辖区融资租赁公司监督管理实施细则，视监管实际情况，对租赁物范围、特定行业的集中度和关联度要求进行适当调整，并报银保监会备案。

第五十二条 本办法施行前已经设立的融资租赁公司，应当在省级地方金融监管部门规定的过渡期内达到本办法规定的各项要求，原则上过渡期不超过三年。省级地方金融监管部门可以根据特定行业的实际情况，适当延长过渡期安排。

第五十三条 本办法中下列用语的含义：

（一）关联方可依据《企业会计准则第 36 号——关联方披露》的规定予以认定。

（二）重大关联交易是指融资租赁公司与一个关联方之间单笔交易金额占融资租赁公司净资产 5%以上，或者融资租赁公司与一个关联方发生交易后融资租赁公司与该关联方的交易余额占融资租赁公司净资产 10%以上的交易。

第五十四条 本办法由银保监会负责解释。

第五十五条 本办法自印发之日起施行。本办法施行前有关规定与本办法不一致的，以本办法为准。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。
本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。